

条約第19条(1)に基づく説明書

本願請求の範囲の請求項1、13の補正は、本願明細書の段落[0035]、[0042]等の記載に基づく。請求項6の補正は、本願明細書の段落[0047]の記載に基づく。補正前の請求項6、7、8、9をそれぞれ請求項7、8、9、10とし、それぞれ従属関係の補正を行った。請求項11の従属関係の補正を行った。請求項14を削除した。従って、新規事項の追加は無い。